

一般社団法人 日本血管撮影・インターベンション専門診療放射線技師認定機構
諸規約・諸規定

(平成 26 年 3 月 1 日制定)

委員会業務に関する規定

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規定は、定款第 50 条ならびに委員会設置および運営に関する規定に基づき、委員会の業務範囲について定める。

第 2 章 細 則

(総務委員会の業務)

第 2 条 総務委員会は機構の根幹を支える事業および組織全体に関して、企画立案し、業務を推進することを主務とする。

2. 委員会の業務は以下のとおりとする
 - (1) 事業全般にわたる関係書類の作成に関すること
 - (2) 広報（HP 運用も含む）に関すること
 - (3) 企画の立案、業務推進に関すること
 - (4) 一般会計、特別会計の予算、決算など財務に関すること

(認定委員会の業務)

第 3 条 認定委員会は機構の専門技師認定と更新に関する事業および認定試験実施に伴う業務を主務とする。

2. 委員会の業務は以下のとおりとする
 - (1) 認定試験申請書類での受験資格審査に関すること
 - (2) 認定更新の審査に関すること
 - (3) 認定試験実施に伴う関連学会への広報、日程、会場等設定に関すること

(認定試験問題作成委員会の業務)

第 4 条 認定試験作成委員会は認定試験問題作成に伴う業務を主務とする。

2. 委員会の業務は以下のとおりとする
 - (1) 認定試験の内容等に関すること

- (2) 認定試験問題の作成に関する事
- (3) 認定試験問題の検証に関する事

(認定講習委員会の業務)

第5条 認定講習委員会は認定講習会、機構主催セミナーに伴う業務を主務とする。

2. 委員会の業務は以下のとおりとする
 - (1) 認定講習会、機構主催セミナーの企画・立案に関する事
 - (2) 認定講習会、機構主催セミナー内容の検討に関する事
 - (3) 認定講習会、機構主催セミナーの実施に関する事

(学術委員会の業務)

第6条 学術委員会は学術情報の提供、研究活動に伴う業務を主務とする。

2. 委員会の業務は以下のとおりとする
 - (1) 学術情報の提供、広報に関する事
 - (2) 研究活動に関する事
 - (3) 構成団体、他学会等との学術交流に関する事

付 則

1. この規定は理事会の議決により改訂することができる。
2. この規定は平成26年3月1日より施行する。